

教育委員会定例会事項書

令和4年11月24日(木)
9:30~ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 富 横 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願の処理について

4 議 題

議案第 52 号 令和5年度教職員人事異動基本方針について

議案第 53 号 情報公開請求に係る審査請求に対する裁決について

5 報 告 題

報告 1 令和5年度当初予算の要求状況(教育委員会関係)について

6 閉 会 宣 言



前回定例会の審議結果

1 日 時

令和4年11月7日(月)
開会 9時30分
閉会 10時47分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員
議事録署名者 栗須委員

4 採択議案の件名

議案第45号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について
議案第46号 三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定について
議案第47号 工事請負契約について
議案第48号 令和4年度三重県一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係)について
議案第49号 令和4年度三重県一般会計補正予算(第6号)(教育委員会関係)について
議案第50号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第51号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係)

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和4年度三重県学校保健功労者表彰について
報告2 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について
報告3 自動車事故による損害賠償に係る専決処分について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願 9

臨時休校期間等に部活動を停止することを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定



表
書 文 請 願

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請9	令和4年5月16日	(件名) 臨時休校期間等に部活動を停止することを求める請願書 (要旨) 三重県立学校において、臨時休校措置や自宅学習措置をとる場合、部活動を停止すること。	みえ教育ネットワー ク教職員ユニオン 大原 敦子 三重県津市寿町7ー 50	「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」において、「臨時休業中は、部活動や補習などの課外活動についても中止する。ただし、部活動の公式大会や進路決定に関わる教育活動などについては、学校医と相談のうえ、教育委員会と協議して参加について決定する」こととしています。 以上のことから、本請願は不採択といいたしたい。

2022年5月16日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

臨時休校期間等に部活動を停止することを求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敦子

住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

三重県立学校において、臨時休校措置や自宅学習措置をとる場合、部活動を停止することを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

新型コロナウイルス感染症の収束はいつやってくるのか、未だに見通しをもつことができません。ワクチン接種が進んでいるとはいっても、新型コロナウイルスによる学校内クラスター発生の報告がいくつも上がっており、死亡者も出ています。新型コロナウイルス感染症の拡大はなんとしても食い止めなければなりません。

これまで新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、学校が臨時休校措置や自宅学習措置をとるということがありました。それによって教育課程に位置づけられた授業等が停止になる場面が出てきている一方で、教育課程にさえ位置づけられていない部活動では登校が認められるという、理解しがたい事態が発生しました。

授業等は休校措置がなかったとしても、感染拡大防止の目的で、そのあり方に制約を受けてきたのが実情です。それにも関わらず、教育課程にさえも入らず、また、クラスター発生にも繋がりやすい部活動が、何の制約も受けずに実施されるというのでは説明がつかないと考えます。「部活動は治外法権」というべき対応は改めなければなりません。

新型コロナウイルス感染症には無症状の患者もいると聞きます。生徒が無症状であっても、生徒から地域や家庭に感染を拡大させる場合もないわけではありません。むやみに感染拡大に繋がることをするのは慎むべきであると考えます。

以上の理由から、三重県立学校において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って臨時休校措置や自宅学習措置をとる場合、部活動という不要不急の活動は停止すべきであると考えます。

請願 10

職員会議中における部活動の不実施を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定



表
書 文 請 願

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請10	令和4年6月20日	(件名) 職員会議中における部活動の不実施を求める請願書 (要旨) 三重県立高等学校の設置する部活動について、職員会議(学年や校務分掌等を単位とした会議を含む)を開催している最中の部活動を実施しないこと。	みえ教育ネットワー ク教職員ユニオン 大原 敦子 三重県津市寿町7-1 50	<p>スポーツ庁の「運動部活動の在り方にに関する総合的なガイドライン」において、「運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則ですが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要」としています。</p> <p>また、「三重県部活動ガイドライン」において、部活動中の指導者の立会については、「安全実施のため、原則、指導者は指導場所で指導する」、「指導者が活動場所に立ち会えない場合は、危険性が高いと考えられる活動を生徒が行わないよう指導し、生徒の能力に応じた段階的な活動をさせることなど、安全に配慮することが大切である」としています。</p> <p>以上のことから、本請願は不採択といったい。</p>

2022年6月20日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

職員会議中における部活動の不実施を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敏子

住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

三重県立高等学校の設置する部活動について、職員会議（本請願書では学年や校務分掌等を単位とした会議を含むこととする。）を開催している最中の部活動の不実施を求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

三重県立高等学校の設置する部活動について、学校側は所属部員への安全配慮義務を負っています。しかし、職員会議実施の際には校長や顧問たる教員が部活動の練習場所には不在となり、安全管理上問題があるといえます。部活動における重大事故の発生事例も多数あることから、この事態はなんとしても改善しなければなりません。そこで、職員会議を実施している際には部活動を実施しないことを求めます。

請願 1 1

全日本中学校体育大会の出場資格に部活動ガイドラインの遵守を含めることを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和4年11月24日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定



表
書
文
願
請

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請11	令和4年7月18日	(件名) 全日本中学校体育大会の出場資格に部活動ガイドラインの遵守を含めることを求めると請願書	みえ教育ネットワー ク教職員ユニオン 大原 敦子 三重県津市寿町7-1 50	<p>全国中学校体育大会の参加資格については、日本中学校体育連盟が決定しています。</p> <p>日本中学校体育連盟では、令和3年度から全国大会組織の在り方改革プロジェクトを設置して、全国中学校体育大会の在り方や部活動ガイドラインの遵守について、既に検討しているところです。</p> <p>以上のことから、本請願は不採択といいたしたい。</p> <p>(要旨) 全国中学校体育大会の出場資格に部活動ガイドラインの遵守を含めること。</p>

2022年7月18日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

全日本中学校体育大会の出場資格に部活動ガイドラインの遵守を含めることを求める請願

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敏子

住所 三重県津市寿町7-50(みえ労連内)

電話 059-223-2615(みえ労連)

1 請願の要旨

全国中学校体育大会の出場資格に部活動ガイドラインの遵守を含めること。

2 請願の理由

全国中学校体育大会(全中)は、日本中学校体育連盟(中体連)と各地の都道府県教育委員会が主催者となって実施されています。

全中に出場するためには、市町村・地区・都道府県と勝ち進む必要があります。全中出場校は強豪校の中の強豪校であり、相当な練習量をこなしているものと思われます。

スポーツ庁から平成30年に出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」をはじめ、各都道府県には、部活動のあり方について定めた「部活動ガイドライン」が存在します。全中の出場校は、各都道府県の部活動ガイドラインを遵守した上で、相当な練習量をこなし、全中への出場資格をつかんでいるのでしょうか。

全中への出場資格は、学校単位であること(この点は近々変更されるようです)と、各地の予選を勝ち進むことです。そこにもう一つ加えていただきたいのは、部活動ガイドラインの遵守です。

全中が部活動の大会である以上、部活動ガイドラインを遵守しないチームが全中に出場することは、公平性の保証という観点および教育上の観点から、望ましくありません。

そこで、全中への出場資格の中に、部活動ガイドラインを遵守して練習してきたことを証明する書類の提出を含めていただけないでしょうか。こうすれば、部活動ガイドラインを遵守したチームだけが全中に出場できることになり、大会の公平性が担保されます。また、部活動の過熱化を防ぐ効果も期待できます。

全中の主催者は中体連および複数の都道府県教育委員会ですので、本県単独で出場資格を変更できるわけではありません。関係機関との協議が必要になります。ですから、「本県単独では出場資格を変更できない」という形式的な理由で請願を不採択にすることはせず、出場資格の変更に向け、関係機関との協議に取り組む姿勢を示すことを求めるのが本請願の趣旨であるとご理解ください。

*本請願書の文面は「全国部活動問題エンパワメント」(PEACH)作成のものを使用させていただきました。

議案第52号

令和5年度教職員人事異動基本方針について

令和5年度教職員人事異動基本方針について、別紙のとおり提案する。

令和4年11月24日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

公立学校職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第2号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



令和5年度教職員人事異動基本方針（案）

三重県教育委員会

令和2年3月に策定された「三重県教育ビジョン～子どもたちが豊かな未来を創っていくために～」では、「子どもの未来の礎となる『確かな学力・豊かな心・健やかな身体』の育成」、「個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成」などを掲げ、様々な施策を展開しているところである。

このため、各学校では、これらの施策を着実に推進し、本県の教育水準向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。

また、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりに取り組むとともに、今後も、質の高い学校経営を目指して継続的な改善を一層推進する必要がある。

こうした中で、教職員一人ひとりが、やりがいを高め、その能力を十分に發揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。

- 1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。
- 2 校長の意見を尊重する。
- 3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。

令和5年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動実施要領（案）

全県的な視野に立ち、市町等教育委員会と緊密に連携して、市町相互間及び学校種別間の人事交流を促進する。

また、校長の意向も踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の諸課題の解決に向け、市町等教育委員会の内申に基づき人事異動を行い、教職員の適正配置を図る。

1 転 任

- (1) 地域間、市町間において一層の交流を図る。特に、学校の統廃合等に伴う異動を適正に行う。
- (2) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校との一層の交流を図る。
- (3) 学校・事務局間、小・中・義務教育学校間において一層の交流を図る。
- (4) 都市部地域とへき地を含む周辺地域との交流を図る。
- (5) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。
- (6) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。
- (7) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。

2 昇任及び降任

- (1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。

- ① 管理職（校長・教頭）
 - ア 高い倫理観を有する者
 - イ リーダーシップを有する者
 - ウ 課題解決能力を有する者
 - エ 継続的な改善能力を有する者

- ② 主幹教諭
 - ア 高い倫理観を有する者
 - イ ミドルリーダーとしての資質を有する者
 - ウ 課題解決能力を有する者
 - エ 継続的な改善能力を有する者

- ③ 指導教諭
 - ア 高い倫理観を有する者
 - イ ミドルリーダーとしての資質を有する者
 - ウ 高い専門性と優れた教科指導力を有する者
 - エ 継続的な改善能力を有する者

- (2) 若手及び女性の意欲と能力を重視するとともに、いじめや不登校への対応、学校における働き方改革等の諸課題の解決に取り組む者の積極的な登用を図る。
- (3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。あわせて、広域的な人事交流を図る。
- (4) 主幹教諭・指導教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭・指導教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。
- (5) 希望降任制度の活用を図る。

3 退 職

- (1) 教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため早期退職者の募集を行う。

4 新規採用・再任用

- (1) 学級規模等を考慮し、新規採用者の育成が円滑に実施できる学校への配置を行う。
 - ア 人材育成の観点から、出身地（合併前の旧市町村）及び生活の本拠地以外への配置に努める。
 - イ 複式学級担任及び特別支援学級担任としての配置や分校への配置は行わないことを原則とする。

- (2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。

5 そ の 他

- (1) 希望調書を提出させる。
- (2) 各学校の実情を踏まえた特色ある学校づくりに向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。
- (3) 異動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。
- (4) 市町等教育委員会と十分な意見交換を行い、円滑な人事異動に努める。

令和5年度県立学校教職員人事異動実施要領（案）

全県的な視野に立ち、校長の意向を踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の特色化の推進及び諸課題の解決に向け、教職員の適正配置を図る。

1 転 任

- (1) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。
- (2) 都市部・都市周辺地及び遠隔地の各学校間の相互交流を図る。
- (3) 全・定・通各課程間及び普通科、専門学科、総合学科学校間の交流を図る。
- (4) 学校・事務局間の交流を図る。
- (5) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。なお、平成24年度以降に新規採用した教員の転任については、上記(2)、(3)により行うことを原則とする。
- (6) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校と小・中・義務教育学校及び高等学校との一層の交流を図る。
- (7) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。

2 昇任及び降任

- (1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。
 - ① 管理職（校長・教頭）
 - ア 高い倫理観を有する者
 - イ リーダーシップを有する者
 - ウ 課題解決能力を有する者
 - エ 継続的な改善能力を有する者
 - ② 主幹教諭
 - ア 高い倫理観を有する者
 - イ ミドルリーダーとしての資質を有する者
 - ウ 課題解決能力を有する者
 - エ 継続的な改善能力を有する者
- (2) 若手及び女性の意欲と能力を重視するとともに、いじめや不登校への対応、学校における働き方改革等の諸課題の解決に取り組む者の積極的な登用を図る。

- (3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。
- (4) 主幹教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。
- (5) 希望降任制度の活用を図る。

3 退 職

- (1) 教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため早期退職者の募集を行う。

4 新規採用・再任用

- (1) 新規採用者は、出身校及び生活の本拠地への配置は行わないことを原則とする。
- (2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。

5 そ の 他

- (1) 希望調書を提出させる。
- (2) 各学校の特色化の推進等に向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。
- (3) 異動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。

